

仕様書

1 業務名

恵下埋立地戸山地区環境調査業務

2 履行場所

広島市安佐南区沼田町大字阿戸外

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務目的

本業務は、恵下埋立地（仮称）整備事業による戸山地区の環境への影響を調査するために行うものである。

5 調査地点

別紙調査地点図のとおり。

なお、大気質調査及び道路交通騒音振動調査の調査地点は、令和6年度に実施した地点又はその周辺で適切な地点を本市と協議して選定する。

6 調査日

別途、本市と協議して決定する。

7 業務内容

(1) 河川水質調査

ア 吉山川、天皇原川、上垣内川及び中央川の4カ所（別図）において、次表のとおり測定する。

測定項目	測定頻度			
	吉山川	天皇原川	上垣内川	中央川
水質汚濁に係る環境基準32項目 塩化物イオン 電気伝導率	年1回	年4回	年1回	年1回
ダイオキシン類	年1回			

なお、検体の採取に当たっては、事故防止に万全を期するとともに、車両等の通行を妨げることをないように配慮すること。

イ 測定項目及び測定方法は、別表1のとおり。

(2) 大気質調査

ア No.1（別図）において、調査を開始する日の0時から7日間連続測定を行う。

イ 測定項目及び測定方法は、別表2のとおり。

ウ 測定機材は、測定に支障をきたさない位置に設置し、安全には十分注意すること。また、

測定期間中、機器が正常に稼働するよう、適宜、保守点検を行うこと。

(3) 道路交通騒音振動調査

ア 工事関係車両の走行が最大となる時期に、No. 1～4（別図）の4地点において、道路交通騒音及び道路交通振動の測定を任意の時刻から24時間連続で行う。

イ 道路交通騒音測定方法

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境省告示第64号）及びJIS Z8731に規定する方法とする。

ウ 道路交通振動測定方法

「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）及びJIS Z8735に規定する方法とする。

エ 測定機材は、測定に支障をきたさない位置に設置し、安全には十分注意すること。また、測定期間中、機器が正常に稼働するよう、適宜、調査地点を巡回し保守点検を行うこと。

(4) 土壌調査

ア 広島湯来線（天王原工区）沿線の1カ所（別図）において、土壌の調査を1回行う。調査日は、2月下旬から3月上旬に実施する。なお、検体の採取に当たっては、事故防止に万全を期するとともに、車両等の通行を妨げることをないように配慮すること。

イ 測定項目及び測定方法

別表3のとおり。

8 報告事項等

受託者は、あらかじめ現場責任者の氏名を報告する。現場責任者に変更があった場合も同様とする。

9 成果品

本業務の成果品として、以下のものを提出する。

- (1) 報告書（A4）：1部
（測定データ及び測定結果をまとめたものを添付すること。）
- (2) 電子媒体（CD-R）：1部
（上記報告書を納めたもの。）

10 その他

- (1) 業務に必要となる機械器具、光熱水費、電源の確保、借地料、手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 業務の実施にあたっては、事前に測定地点を選定し、必要な人員を適正に配置して十分な測定体制を整えること。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項は、本市と協議して定めるものとする。
- (4) 業務の実施に伴い排出される温室効果ガスを削減するため、次の温暖化防止の取組に努めること。
 - ア 電気、石油等エネルギー及び水道の使用に当たっては、節減（省エネ）する。
 - イ 使用する資材、機械器具の選定に当たっては、省エネ商品やエコ商品を選択する。
 - ウ 廃棄物（ゴミ）の排出に当たっては、減量化、リサイクルを行う。
 - エ 自動車を使用する場合には、エコドライブを行う。

別表 1 河川水質調査測定項目及び測定方法

測定項目	測定方法
「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和 46. 12. 28 環告 59) 別表 1 に掲 げる項目 (健康項目) 及び別表 2 の河 川 A 類型の項目 (生活環境項目)	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46. 12. 28 環告 59) に規定する方法
ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に 係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号) に規定する方法
塩化物イオン	「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働 大臣が定める方法」(平成 15 年 7 月 22 日厚生労 働省告示第 261 号) に規定する方法
電気伝導率	JIS K0102 の 13 に定める方法

別表 2 大気質測定項目及び測定方法

測定項目	測定方法
二酸化いおう 一酸化炭素 浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	大気の汚染に係る環境基準について (昭和 48 年環境庁告示 25 号) に規定する方法
二酸化窒素	二酸化窒素に係る環境基準について (昭和 53 年環境庁告示 第 38 号) に規定する方法
炭化水素	環境大気中の鉛・炭化水素の測定方法について (昭和 52 年 環境庁大気保全局長通達) に規定する方法
微小粒子状物質	微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について (平成 21 年環境庁告示第 33 号) に規定する方法
風向、風速、気温、湿度	気象業務法施行規則 (昭和 27 年運輸省令第 101 号) に規定 する方法

別表 3 土壌調査測定項目及び測定方法

測定項目	測定方法
「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成 3. 8. 23 環告 46) 別表に掲げる項目	「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3. 8. 23 環告 46) に規定する方法
塩化物イオン	地盤工学会基準 (JGS 0241) に規定する方法 (測定結果は、単位を mg/kg として表示する。)

別図 調査地点

